

県南広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和 7 年 5 月30日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石遠野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷地の幅員          | 延 長        |
|-------------------------|------|----------------|------------|
| 遠野市青笹町糠前字笛吹国有林24林班イ小班地内 | 新    | m<br>38.2～17.3 | m<br>128.4 |
|                         | 旧    | 38.0～8.8       | 128.4      |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 令和 7 年 5 月30日から同年 6 月30日まで